

## 川崎市子どもの権利施策専門調査員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの権利施策専門調査員(以下「専門調査員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 専門調査員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定される特別職に属する非常勤嘱託員とする。

### (職務内容)

第3条 専門調査員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利に関する研修・指導に関すること。
- (2) 子どもの権利施策に関する調査及び資料作成に関すること。
- (3) 子どもの権利委員会の調査審議資料の作成に関すること。
- (4) いじめ総合調査委員会に関すること。
- (5) その他命じられた事項

### (定数)

第4条 専門調査員の定数は、1人とする。

### (勤務場所)

第5条 専門調査員の勤務場所は、こども未来局青少年支援室とする。

### (任用)

第6条 専門調査員は、こども未来局青少年支援室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

- 2 専門調査員の任用期間は、原則として1年以内とする。
- 3 専門調査員の任用等の事務は、こども未来局青少年支援室が所管する。

(公募)

第7条 前条第1項の選考に当たっては原則公募を行うこととする。ただし、川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）の適用を受ける職員で、平成3年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「定年等退職者」という。）については、この限りでない。

(任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である専門調査員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、定年等退職者については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した専門調査員について、第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 定年等退職者については、市長が特に必要であると認めたときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した専門調査員の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第9条 専門調査員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第10条 専門調査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 市長は、専門調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良好でないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第12条 専門調査員の勤務日は、1週間について4日以内とし、勤務時間は、1日について、休憩時間を除き7時間45分以内、1週間当たりの勤務時間は午前8時30分から午後9時00分までの間で29時間を超えないものとする。

2 専門調査員の休憩時間は、1日の勤務が6時間を超える場合に勤務時間中に1時間置くものとする。

3 専門調査員の休日は、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

4 専門調査員の勤務日及び勤務時間の割振りは、1か月ごと所属長が定め、当該月の前月末までに専門調査員に通知するものとする。

(年次有給休暇)

第13条 専門調査員に、次の勤務年数の区分に応じ、当該区分に掲げる日数の年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日又は1時間を単位として付与することができる。

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
週4日	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた専門調査員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

- 2 4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された専門調査員に、その会計年度に付与することができる年次有給休暇の日数は、専門調査員の任用期間に応じ次に掲げるとおりとする。

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
週4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

- 3 第8条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第14条 専門調査員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第15条 専門調査員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第16条 市長は、専門調査員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 専門調査員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額224,200円とする。

3 第2種報酬の額は、専門調査員の通勤の事情等に応じ、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬額)

第18条 専門調査員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 専門調査員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た

額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第19条 専門調査員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第20条 専門調査員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

(費用弁償)

第21条 専門調査員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第22条 専門調査員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 専門調査員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 専門調査員は、この要綱による職の信用を傷つけ、又は専門調査員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 専門調査員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、専門調査員の服務については正規職員の例による。
- 6 こども未来局青少年支援室長は、専門調査員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第23条 専門調査員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の適用)

第24条 専門調査員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）に定めるところによる。

(健康診断)

第25条 専門調査員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第26条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(委任)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。